



平成25年 5 月 15 日

各 位

会社名 クボテック株式会社
代表者名 取締役社長 久保 哲夫
(コード番号 7709 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理部長 柿下 尚武
TEL (06) 6443-1815

株式分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年 5 月 15 日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

また、同取締役会において、平成25年 6 月 24 日開催予定の第28回定時株主総会に下記4. (2) のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせします。

記

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式の分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。なお、本件株式分割及び単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を 1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式数	138,300 株
分割により増加する株式数	13,691,700 株
分割後の発行済株式の総数	13,830,000 株
分割後の発行可能株式総数	40,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金）
基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月）
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火）

(1) 新設する単元株式の数

(2) 新設の日程

(注) 上記の単元株制度採用に伴い、平成 25 年 9 月 26 日（木）付をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

(1) 平成25年5月15日取締役会決議による変更内容

a. 上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、現行定款第6条(発行可能株式総数)の変更及び変更案第7条(単元株式数)の新設を行うものであります。

b. 現行定款第6条の変更及び変更案第7条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

c. その他、上記変更にもなう条数の変更及びその他の条文の整備を行うものであります。

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。
(新設)	(単元株式数)
	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第29条 (条文省略)	第8条～第30条 (現行どおり)
(新設)	附則 第6条の変更および第7条の新設ならび にこれにともなう条数の繰下げの効力発 生日は、平成25年10月1日とする。な お、本条は効力発生日をもって削除す る。

① 変更の内容

- a. 株式分割及び単元株制度の採用に伴い、今後、単元未満株式を有する単元未満株主が生ずることに備え、単元未満株主の権利を明確化する観点から変更案第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の売渡請求)の新設を行うものであります。
- b. 当社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、あわせて号数の繰下げを行うものであります。
- c. 変更案第8条及び第9条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を変更するものであります。
- d. その他、上記変更にとまなう条数の変更及びその他の条文の整備を行うものであります。

② 変更の内容

取締役会決議による変更後の定款	第28回定時株主総会に付議する定款変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 9. (条文省略) (新設) 10. ～14. (条文省略) (新設) (新設) 第8条～第30条 (条文省略) 附則 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 9. (現行どおり) 10. <u>蓄電機器、蓄電システムの設計、製造、販売、輸出および修理、ならびに保守、管理業務</u> 11. ～15. (現行どおり) (<u>単元未満株式についての権利</u>) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> (<u>単元未満株式の売渡請求</u>) 第9条 <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。</u> 第10条～第32条 (現行どおり) 附則 第6条の変更および第7条乃至第9条の新設ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は効力発生日をもって削除する。

③ 変更の日程

平成25年6月24日 定款変更のための株主総会開催日
平成25年6月24日 定款変更の効力発生日 (第2条)
平成25年10月1日 定款変更の効力発生日 (第8条、第9条)

以 上